

事務連絡  
平成26年12月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人事務局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

寒冷な環境下における自動体外式除細動器（AED）  
の適切な管理等について（依頼）

標記につき、厚生労働省より別紙のとおり各都道府県衛生主幹部（局）及び各製造販売業者代表者宛てに通知が発出されていますのでお知らせします。

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、気温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、AEDが正しく作動しない可能性が指摘されています（著しく高温な環境下においても同様）。AEDの保管に当たっては、必要な場合にAEDが適切に作動するよう、適切な温度管理のもとで行っていただくようお願いします。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課におかれでは域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課におかれでは所管の学校に対し、各都道府県知事におかれでは所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人におかれでは所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校に対し、お知らせいただくようよろしくお願いします。

【問い合わせ】

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課学校安全係  
tel : 03-5253-4111(2917)  
fax : 03-6734-3794